

＜飛行場の分類＞

〔飛行場〕

飛行場の定義は法律的に規定されていないが、国際民間航空条約第 14 附属書によれば、「飛行場」とは、「航空機の到着、出発、移動のため全部または一部を使用せしめる目的をもつ、陸上または水上の一定区域（建物、施設及び器材を含む）」と定義されている。

「航空機の到着、出発及び地上走行のために、全域又はその一部の何れかが使用を予定された陸上又は水上の定められた区域（建物、設備及び機器を含む）」（出典 財団法人航空振興財団発行「国際民間航空条約 第 14 附属書」）

〔空 港〕

各空港の果たしている機能や役割に応じて以下の種類に分類される。

- ① 国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港のうち、会社が管理する空港（空港法第 4 条第一項、第三項及び第四項）
- ② 国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港のうち、国が管理する空港（空港法 4 条一項）
- ③ 特定地方管理空港（国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港のうち、国が設置し、地方公共団体が管理する空港（空港法第 4 条第一項 6 号、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第 3 条第 1 項））
- ④ 地方管理空港（空港法第 5 条第 1 項に規定する国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港）
- ⑤ 共用空港（空港法附則第 2 条第 1 項に規定する空港 自衛隊の設置する飛行場及び日米地位協定の規定に基づき日本国政府又は日本国民が使用する飛行場であって公共の用に供するものとして政令で定めるもの）
- ⑥ その他飛行場（上記①から⑤のいずれにも属さないもの）

〔飛行場の分類〕

飛行場	公共用飛行場	① 大阪国際（伊丹）、成田国際、関西国際、中部国際	4 港
		② 東京国際（羽田）、福岡、新千歳、那覇など	19 港
		③ 旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部	5 港
		④ 利尻、礼文、大島、新島、神津島、三宅島、新石垣など	54 港
		⑤ 札幌、千歳、三沢、百里、小松、美保、徳島、岩国	8 港
		⑥ 調布、名古屋、但馬、八尾、岡南、天草、大分県央	7 港
	非公共用飛行場	竜ヶ崎、ホンダエアポート、薩摩硫黄島、鹿部	4 港

○コンピューター航空事業

一般的には、客席数 100 席以下かつ最大離陸重量が 50 トン以下の航空機による定期的旅客輸送を行うものとされている。調布飛行場における新中央航空（ドルニエ機 19 席）も、これに該当する。